

建設業「安全の見える化」推進重点期間 実施要綱

神奈川県労働局

1 趣 旨

厚生労働省では、第12次労働災害防止計画において、建設業を重篤度の高い労働災害が発生している重点業種として重点的に対策に取り組んでいるところである。建設業の労働災害については、死亡者数は12次防の初年度の数値となる平成25年の13人から毎年着実に減少し、本年においても11月17日現在は8人であるが、死傷者数は10月末現在で607人と対前年比6.1%、35人の増加となっている。

こうした中、厚生労働省では、労働災害のない日本を目指して、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創る「あんぜんプロジェクト」を実施し、その一環として「安全の見える化」の取組を行っている。「安全の見える化」とは現場内の残存リスクについて目に見える形にすることにより、効果的に災害防止を展開する手法であり、見える化により労働者の安全意識が高まり、安全活動の活性化につながる効果が期待できる。

神奈川県労働局では、年末年始の前後には、建設工事の進捗管理に特に留意が必要となること等を踏まえ、12月、1月の2か月間を『建設業「安全の見える化」推進重点期間』とし、「安全の見える化」への取組を加速させることにより、建設業の労働災害の防止に取り組む。

2 実施期間

平成28年12月1日（木）から平成29年1月31日（火）までの間

3 実施事項

(1) 神奈川県労働局の取組

- ア 「安全の見える化」を主眼の一つとして、神奈川県労働局長による建設工事現場パトロールを実施する。建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）神奈川県支部に参加を求める。
- イ 建設現場の「安全の見える化」取組事例を踏まえ、見える化の重要性を認識し、各現場における「見える化」取組に役立てるため、建災防の支部・分会指導員、建設業職種別団体を対象として、「安全の見える化推進モデル現場」研修会を開催する。（平成29年1月後半を予定）
- ウ 建災防神奈川県支部、建設工事発注機関及び建設業職種別団体に対し、建設業「安全の見える化」の推進重点期間の実施を周知し、建設業「安全の見える化」事例集の積極的な活用等を要請する。特に建災防神奈川県支部に対しては、「安全の見える化」の推進重点期間の積極的な取組についても要請する。

(2) 労働基準監督署の取組

- ア 「安全の見える化」を主眼の一つとして、建災防各分会との建設工事現場合同パトロールを実施する。
- イ 建災防各分会、施工業者、建設工事発注機関等に対し、本推進重点期間の実施について周知する。また、集団指導時等においては、建設業「安全の見える化」事例集を活用し、「安全の見える化」推進の取組の普及促進を図る。